

# Newsletter



Institute for International Monetary Affairs  
公益財団法人 国際通貨研究所

## ベトナム銀行セクターの動向

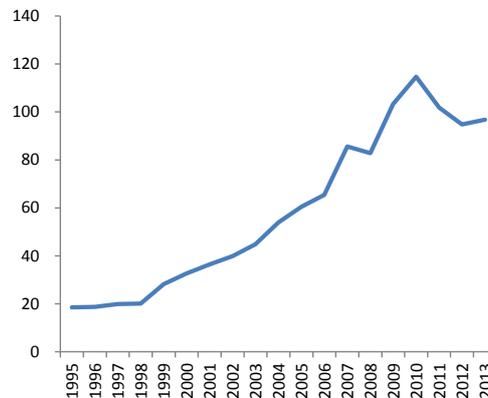
公益財団法人 国際通貨研究所  
経済調査部 研究員  
秋山 文子  
[akivama@iima.or.jp](mailto:akivama@iima.or.jp)

ベトナムの銀行セクターは不良債権問題の発生により、緩慢だった改革の加速を余儀なくされた。最悪期はひとまず脱したが、今後も脆弱性の克服に向けて粘り強い取り組みが求められる。

### 1. はじめに

ベトナムの銀行セクターは 2000 年代、同国経済が平均 7%近い高成長を遂げる中、相乗効果によって急拡大した。銀行融資は前年比平均 3 割のペースで増加し、国内与信の対 GDP 比率は 30%台から 100%前後へ上昇した（図表 1）。高インフレに対応した金融引き締めや融資増加をけん引したとされる不動産投資のピークアウトをきっかけに 2011 年に不良債権問題が発生したが、2014 年以降の経済の持ち直しに支えられて目下、事態は改善しつつある。一方、銀行監督体制や銀行の経営管理体制が未熟であるなど、銀行セクターは依然として脆弱である。円滑かつ効率的な金融仲介機能を発揮するため、銀行セクターは改革の着実な進展を必要としている。

図表1 国内与信対 GDP 比率 (%)



(出所) 世界銀行

## 2. 銀行セクターの概要

### (1) 現行の銀行制度の成り立ち

市場経済の導入前は単一銀行制度が用いられ、中央銀行である State Bank of Vietnam (ベトナム国家銀行、SBV) が併有する商業銀行部門が政府計画に基づく資金供給を国有企業などに向けて行っていた。しかし、市場経済化を掲げたドイモイ政策に伴って1988年に中央銀行と商業銀行が分離した二階層銀行制度への移行が始まった。1990年の Ordinance on the State Bank of Vietnam (SBVに関する指令)、および Ordinance on Banks, Cooperative Credit Institutions and Financial Institutions (銀行、信用組合、およびファイナンス会社に関する指令) の施行によって SBV からの商業銀行機能の分離や民間資本に対する銀行セクター参入許可が正式に決定、すなわち二階層銀行制度が本格開始した。銀行セクターの基本的枠組みを定めた中央銀行法と金融機関法は1997年に成立した<sup>1</sup>。

### (2) SBV

SBV は政府機関の一つと規定されているため、政府からの独立性が明文化されている多くの先進国の中央銀行と異なり、政府からの独立性は確保されていない。金融政策の立案・実施をはじめとする各種の中央銀行業務に加えて銀行に対する規制・監督業務を担当するが、銀行監督能力は未熟である<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 中央銀行法は2003年と2010年、金融機関法は2004年と2010年に改正された(いずれも成立年)。

<sup>2</sup> 端的な例として、銀行セクター関連の公表データが著しく乏しい点があげられる。SBVの年次報告書への銀行の健全性指標の掲載は2012年度にようやく始まった。

### (3) 商業銀行

2013年12月末時点の商業銀行の構成は国有商業銀行5行、民間商業銀行33行、合弁商業銀行4行、外国銀行5行である。また、支店形態で進出している外資系銀行と前述の外国銀行5行の支店の合計は51支店である（図表2）。

図表2：商業銀行の銀行数とシェア（2013年12月末時点）<sup>3</sup>

銀行種別	銀行数あるいは支店数	総資産シェア (合計5,673兆ドン)
国営商業銀行	5行	44.2%
民間商業銀行	33行	43.4%
合弁銀行	4行	12.4%
外国銀行5行の支店および外資系銀行の支店	51支店	

(出所) SBV

商業銀行の上位を占めるのは4大国有商業銀行<sup>4</sup>で、これらは単一銀行制度下におけるSBVの商業銀行部門が前身である（図表3）。与信全体に占める国有企業向け与信の割合は民営化など同国の市場経済化に伴って低下したが、データ取得可能な3行において現在も2-3割を占める<sup>5</sup>。国有商業銀行は国有企業、およびその背後に存在する政府の意向を重視した経営を行ってきたため、経営管理体制の強化が課題である。自己資本比率は相対的に低く、2014年10月末時点で民間商業銀行が12.3%であるのに対して、国有商業銀行は9.9%である。

民間商業銀行は二階層銀行制度への完全移行後に設立された銀行である。信用組合を前身とする銀行が多いため、リテール金融に強い傾向がある。2000年代半ばから規模拡大ペースが加速し、現在の総資産シェアは商業銀行全体の4割超と、国有商業銀行と同程度である（図表2）。一方で弱小行も多いため、目下は政府の銀行セクター再建計画に従って再建・統合が進行中である。国有および民間の商業銀行・企業で構成される複雑な株主構成は銀行セクターの不健全化要因を生んでいるとして問題視されており、当局も是正に向けて監視を強めつつある。

<sup>3</sup> この他の正規の商業金融機関（ノンバンクなど）の総資産は商業銀行の総資産の1%相当に止まる。

<sup>4</sup> 国有商業銀行5行の内、Mekong Housing Bankは1997年に設立された。中小企業や個人顧客を主な取引先としており、規模は比較的小さい（2013年末時点の総資産：38兆ドン）。

<sup>5</sup> 国有商業銀行の内、BIDV、VietinBank、Vietcombankの各行の年次報告書から算出される国有企業向け与信比率は2013年末時点でそれぞれ24%、26%、28%である。SBVデータに基づくIMF資料によると、国有商業銀行全体では2000年末：6割、2005年末：4割であった。

合弁商業銀行は国有商業銀行、および 49%を上限とする外資系銀行の出資によって設立された銀行であり、主に 1990 年代に誕生した。取扱業務に対する特段の制限がないため、前述の民間商業銀行と一括りにされる場合が多い。

外国銀行は外国資本 100%によって設立された外資系銀行の現地法人である。2007 年の世界貿易機構（WTO）への同国の正式加盟を控えて 2006 年に設立が承認されたことに伴い、2009 年以降に HSBC 銀行、ANZ 銀行、Standard Chartered 銀行などの現地法人が誕生した。支店形態で進出している外資系銀行には本邦メガバンク 3 行が含まれる。

図表 3 商業銀行上位 10 行（総資産ベース、2014 年 6 月末時点）

名称	略称	区分	総資産 (兆ドン)
Vietnam Bank for Agriculture and Rural Development	Agribank	国有商業銀行	*730
Vietnam Bank for Industry and Trade	VietinBank	国有商業銀行	598
Bank for Investment and Development of Vietnam	BIDV	国有商業銀行	579
Joint Stock Commercial Bank for Foreign Trade of Vietnam	Vietcombank	国有商業銀行	504
Saigon Commercial Bank	SCB	民間商業銀行	202
Military Bank	MB	民間商業銀行	188
Saigon Thuong Tin Bank	Sacombank	民間商業銀行	179
Asia Commercial Bank	ACB	民間商業銀行	177
Viet Nam Technological & Commercial Bank	Techcombank	民間商業銀行	171
Sahabank	SHB	民間商業銀行	141

(出所) Reuters 2014 年 10 月 17 日付報道および VientinBank HP \*Agribank のみ 2014 年 3 月末時点

### 3. 銀行セクター改革

同国では 1990 年代後半、国有企業に対するずさんな融資審査を主因に不良債権問題<sup>6</sup>が発生して以来、本邦を含む先進国や国際機関の支援の下で銀行セクター改革が実施されている。改革の柱は SBV の銀行監督体制の強化、銀行の債権分類の厳格化、銀行の経営管理体制の強化である。これまで実行された改革プランには、国際通貨基金（IMF）の貧困削減・成長ファシリテーター（PRGF）を通じた国有商業銀行改革（2001 年 3 月導入）や、世界銀行などの支援を受けた “The Plan on International Economic Integration Strategy of Vietnam’s Banking Sector（SBV 総裁決議 No.663、2003 年 6 月）”、“Plan for Developing the Banking Industry to 2010 and Direction toward 2020（首相決議 No.112、2006 年 5 月）” “Scheme to Restructure the System of Credit Institutions during the period from 2011

<sup>6</sup> 不良債権比率は国際会計基準に基づく IMF 試算値で 1996-1998 年に平均 30%、ベトナム会計基準に基づく SBV データでも 1999 年末時点で 14%に上った。その後、国有商業銀行に対する合計 10.9 兆ドン（2000 年の GDP の 2.5%相当）の公的資金注入や新規融資の増加によって、不良債権比率は 2003 年 3 月時点で 6.8%（※同じく SBV データに基づく）まで低下した。

to 2015（首相決議 No.254、2012年3月）”がある。また、同国は2012年に世界銀行・IMFによる金融セクター評価プログラム（FSAP）を受け入れた。

国家主導の経済政策の下、SBV、国有商業銀行、国有企業の業務運営に対する政府の影響力が維持されているため、改革の進捗は総じてみれば緩慢である。しかし、2011年以降は不良債権問題の再発と経済成長率の5%台へ減速、また、2015年末のASEAN経済共同体（AEC）発足後に高まるとみられる域内企業間の競争への対応などから、当局の銀行セクター改革に対する取り組み姿勢はやや積極化しており、改革の進捗も幾らか加速した。以下はこれまでの主な成果である。

#### (1) 国有商業銀行の株式会社化

2006年5月、政府は完全な国営機関であった国有商業銀行5行について、2010年末までの株式会社化を決定した。5行の内、農村における金融包摂の役割を担う Agribank は株式会社化が一旦中止され、2011年に国有の有限会社（一人有限会社）に転換した。しかし、他の4行は同年までに IPO を終え、この内規模の大きい3行が2014年までに株式上場を果たし、本邦メガバンクや世銀グループの国際機関 IFC の資本を受け入れている（図表4）。一方で SBV は筆頭株主の地位を維持する計画であり、銀行経営における政府からの独立性の確保は依然として課題である。

図表4 国有商業銀行の株式会社化

銀行名※略称	IPO 実施	株式上場	株主内訳
Vietcombank	2007年12月	2009年6月	<2013年12月末時点>SBV77.1%、みずほコーポレート銀行 15.0%、その他 7.9%
Vietinbank	2008年12月	2009年7月	<2013年12月末時点>SBV64.5%、三菱東京 UFJ 銀行 19.7%、その他（世銀グループ IFC など） 15.8%
BIDV	2011年12月	2014年1月	<2014年3月末時点>SBV95.8%、海外投資家 0.6%、その他 3.7%

（出所）各行 HP

#### (2) 銀行監督管理機能の向上

##### ・プルデンシャル規制

プルデンシャル規制は段階的に追加され、現在は自己資本比率規制、大口与信規制、流動性規制、中長期融資に充当する短期資金の制限、出資規制が設定されている。

この内、自己資本比率規制は1999年に所要比率が国際統一である8%に設定され（SBV

決議No.297)、2010年に9%に引き上げられた (SBV通達No.13)。ただし、自己資本比率の測定方法は依然としてバーゼル1である。同国はバーゼル銀行監督委員会の加盟国ではないが、リスク計測の厳格化のためバーゼル2への移行を図っている。SBVが2014年に作成したロードマップでは「パイロット銀行」に指定された大手10行がバーゼル2の基礎的指標手法を2015年、標準的手法を2018年までそれぞれ導入し、他の民間商業銀行は2018年までに基礎的指標手法を導入するとの時間軸が示されており、今後はバーゼル2へ移行が徐々に進む見込みである。

#### ・債権分類基準

債権分類基準は5段階の資産分類や定性基準の導入<sup>7</sup>など、国際標準への近似化が段階的に進められてきた。債権分類基準などを改正する2013年1月のSBV通達No.2(2014年6月に部分施行済)は国際慣習への近似と適合という目標を明確に掲げた上で作成されており、2015年4月の完全施行によって銀行の健全性強化の取り組みは確実に前進するとみられている。

前述の2013年1月の改正では各行に対して、SBV傘下の信用情報センター(CIC)<sup>8</sup>が行った債権分類と比べて自己査定が甘かった場合、CICによる分類結果に従って自己査定を修正するという新たな仕組みも導入された。この仕組みは二度の延期を経て、2015年1月に始動した。債権分類の銀行間での統一化のほか、銀行の融資業務の効率化の効果も期待される。

債権分類基準の統一化・厳格化の流れの一方でSBVは2012年4月、不良債権の急増による混乱を避けるため、銀行に対して、業況が良好で全額返済が確実にされる貸出先については貸出条件変更後も債権分類を据え置くことを認めた(SBV決議No.780)。この臨時措置は期限が二度延長されたが、2015年3月末の終了が確定している。

#### ・銀行監督体制

SBVの銀行監督庁(BSA)は2009年、人員体制の強化を目的として、監督業務関連の4部署の統合によって発足した。銀行監督人材の育成プロジェクトは国際協力の下で継続的に実施されている。監督手法はルール遵守状況の評価に重点を置くコンプライアンス・ベースから、銀行のリスク管理の評価に重点を置いたリスク・ベースへの移行途

<sup>7</sup> 2005年の改正(SBV決議No.493)で導入され、SBVから許可を得た上での利用が認められた。2013年1月の改正では定量基準を併用すること、また定量基準による分類で回収不能リスクがより高いとの結果が出れば、そちらを適用することが定められた。

<sup>8</sup> 1992年にSBVに設置された。銀行の貸出先情報を収集・分析している。

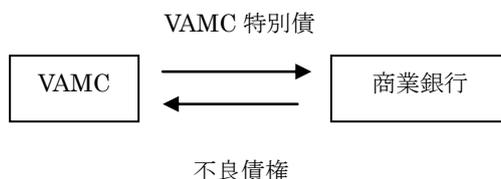
上にある。オフサイト・モニタリングは国際的な銀行評定制度CAMELに基づいて運営されている。

### (3) 不良債権処理対策

2000年代前半に大手商業銀行の資産管理会社（AMC）と財務省の負債資産売買会社（DATC）が設立されたが、いずれも銀行の不良債権処理に対する機能が不十分であった。このため2013年7月、SBV傘下にベトナム資産管理会社（VAMC）が設置された。

VAMCは銀行から5年間の期限付きで不良債権を買い取ると、引き換えに期間5年（最大）・ゼロクーポンのVAMC特別債を銀行に与える。銀行はVAMC特別債の金額に対して毎年20%の引当金を積みねばならない。なお、VAMC特別債はSBVからの資金調達に使用可能である。

図表5 VAMCによる不良債権買取の概略（IIMA作成）



\* 商業銀行のバランスシート変化

(VAMCによる買取前)		(VAMCによる買取後)	
資産の部	負債の部	資産の部	負債の部
VAMCに売却する不良債権	負債	VAMC特別債	負債
その他資産	純資産	その他資産(VAMC特別債に対する引当金含む)	純資産(VAMC特別債に対する引当金の代価としての利益準備金含む)

VAMCに売却された不良債権がVAMC特別債に置き換わる。

VAMCで売却もしくは再建されなかった不良債権は銀行に売り戻されるが、少なくともそれまでの間、銀行には資産健全化に取り組む時間的猶予が与えられる。

不良債権比率3%以上の銀行はVAMCへの不良債権売却を義務付けられており、VAMCによる買取額の累計は2013年末時点で39兆ドン、2015年1月初旬時点で121兆ドン<sup>9</sup>と2014年の目標であった70-100兆ドンを達成している。債権分類基準の厳格化に伴って2015年も買取額の増加が見込まれる。

買い取りされた不良債権の内、売却・再建された不良債権は2015年1月初旬時点で4兆ドンに止まる。SBV総裁をはじめとする当局関係者は不良債権処理の円滑化のため

<sup>9</sup> (参考) 2014年10月末時点の国内与信額は3,785兆ドンである。

に関連する法律の整備が必要と述べており、今後は担保の殆どを占める不動産に係る法律などが適宜改正される見込みである。VAMC は不良債権売却の加速に向けて、不良債権を銀行から簿価で買取市場価格にて売却する現行の方法から、売買とも市場価格で行う方法に早期移行する方針である。また、VAMC の資本金は過小が指摘されていたが、近い内に 5 千億ドンから 2 兆ドンに増強される予定である。

#### (4) 政策銀行に対する非商業貸出の移管

政府意向に基づく非商業目的の与信を国有商業銀行から分離するため、1999 年にベトナム開発支援基金 (DAF、2006 年に政策銀行 Vietnam Development Bank に改編)、2002 年に国有商業銀行 Agribank の貧困層向け事業部門と The Vietnam Bank for the Poor を前身とする、政策銀行 Vietnam Bank for Social Policies が設立された。開発・産業金融を担う前者の総資産残高は 2012 年 12 月末時点で 292 兆ドン、貧困者およびその他の政策受益者向け融資を担う後者の総資産残高は 2014 年 9 月末時点で 136 兆ドンである。しかし、規模は不明ながら国有商業銀行は依然として政府意向に基づく非商業目的の与信を行っている。前述の世界銀行・IMF による FSAP 報告書は、それら与信を政策銀行に集中させることを勧告している。

#### (5) 民間商業銀行の再編

民間商業銀行は弱小行に対するライセンス廃止などによって 1998-2002 年に 51 行から 36 行に減少したが、財務基盤が脆弱な銀行が依然として多数残った。2006 年、政府は地場の商業銀行の所要自己資本を 700 億ドンから 3 兆ドン<sup>10</sup>に引き上げ、国有商業銀行に 2008 年末、民間商業銀行に 2010 年末までの適応を義務付けた (政令 No.141)。その後、後者に対する期限は 2011 年末まで延長されたが、自主的な再編・統合は進まなかったため、結局、前述の 2011-2015 年の銀行セクター改革プランの下、政府主導によって行われた。改革プランの全 4 段階の内、第一段階の 2012 年末までに「脆弱」に分類された民間商業銀行 9 行中、8 行に対する再建・統合が現時点で完了している。SBV 総裁は 2014 年 3 月、前述の 9 行への対応が無事完了すれば更に 6-7 行を合併買収によって再編させる見解を示したと報じられており、民間商業銀行の再編は暫く続く見込みである。

---

<sup>10</sup> 民間商業銀行の所要自己資本の引き上げは二段階で実施され、第一段階では 2008 年末までに 1 兆ドンへの引き上げが義務付けられた。

#### (6) 外資規制の緩和

地場銀行への外資誘致は資本増強の手段として注目されている。2007年のベトナムのWTO加盟に伴って同年、国有商業銀行および民間商業銀行の資本金に対する外資の出資比率が合計30%まで認可された（政令 No.69）。外国投資家別の出資比率の上限は2014年の改定（政令 No.1）によって一部引き上げられ、戦略的投資家（ベトナムの銀行の発展向上に貢献し得る外資系金融機関）・投資家およびその関係者20%、組織体15%、個人5%（改定前：戦略投資家15%※首相承認があれば20%、金融機関10%、個人5%）となった。現在、国有商業銀行（図表4）のほか一部の大手民間商業銀行に外資金融機関が資本参加しているが、外資参入の活発化のため現行の出資比率の上限を引き上げるべきとの意見は官民の間に存在しており、再引き上げの可能性は高いとみられる。

#### 4. おわりに

同国の不良債権問題を巡る不透明感はひとまず後退している。以前は、貸付条件変更が行われた債権の算入をはじめ、より厳密な債権分類を行った場合、銀行の不良債権比率は3-4%台で推移している公表値を大幅に上回ると認識されていた。これを裏付けるように、2014年2月に格付け会社ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下 Moody's）が発表した推計値は「15%以上」であり、これに反論する形でSBVが発表した推計値も「約9%」であった。しかし、2014年にかけてSBVの推計による不良債権比率は低下し、2014年11月にSBVのグエン・バン・ビン総裁が明らかにした推計値は2012年9月末時点：17%、2014年9月末時点：5.4%（見込）、同年12月末時点：3.7-4.2%（予想）であった。不良債権比率の低下の要因にはVAMCに対する不良債権売却の進展、同国経済の持ち直し、不動産市場の回復基調への転換、貸出増加（SBV推計で前年比13%）が考えられる。なお、Moody'sは2014年12月、同国の銀行の経営環境およびマクロ経済動向の安定性と流動性逼迫の解消をあげて、銀行セクターの見通しを「ネガティブ」から「安定的」に上方修正した。

しかし、銀行セクターが同国経済の成長を安定的に支えるためには、不良債権問題の抜本処理によって健全性を回復する必要がある。今後、銀行は債権分類の厳格化による不良債権の洗い出し、融資審査・債権管理の能力向上による不良債権の新規発生の防止に努めなければならない。SBVは監督能力向上によって銀行の財務状況を正確に把握するとともに、不良債権処理の加速のための制度整備を他の政府機関と共に構築せねば

ならない。銀行セクターの現状に鑑みるといずれも高いハードルであり、同国の当局および銀行は銀行セクター改革に粘り強く取り組むことが求められる。

以上

(主要参考資料)

- ✓ IMF Staff Country Report No. 98/30 “Vietnam - Selected Issues and Statistical Annex” (1998年4月)
- ✓ IMF Staff Country Report No.00/116 “Vietnam: Statistical Appendix and Background Notes” (2000年8月)
- ✓ IMF Staff Country Report No. 01/59 “Vietnam: Request for a Three-Year Arrangement Under the Poverty Reduction and Growth Facility” (2001年4月)
- ✓ IMF Staff Country Report No. 03/381 “Vietnam: Selected Issues” (2003年12月)
- ✓ IMF Staff Country Report No. 06/421 “Vietnam: 2006 Article IV Consultation” (2006年11月)
- ✓ IMF Article IV Consultation-Staff Report 各報告書
- ✓ World Bank “Financial Sector Assessment: Vietnam” (2014年6月)
- ✓ Federal Reserve Bank of San Francisco “Banking Reform in Vietnam” (2011年6月)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2015 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <http://www.iima.or.jp>